

令和2年5月21日

保護者の皆様へ

岸和田市教育委員会

新型コロナウイルス緊急事態宣言にかかる5月25日以降の学校園の対応について

みだしのことにつきまして、国による緊急事態宣言の大阪府についての解除、大阪府教育庁による5月25日からの週の一部授業開始、6月1日からの学校再開の方針が決定される見込みです。

それらを踏まえまして、本市として5月25日以降の対応につきまして、下記のとおりといたします。

なお、児童生徒・園児の健康管理について、引き続きマスクの着用や手洗い等感染防止の徹底をお願いします。

また、登校に際して不安のある方は、学校にご相談ください。

記

1. 5月25日（月）から5月29日（金）について

分散登校などの感染拡大予防に努めながら、各学校において最終学年である小学6年生及び中学3年生に限り「授業日」を設定します。

なお、他の学年については、5月7日付の通知どおり週2回程度の登校日とし、授業は行いません。

①子どもの居場所が確保できない場合について

真にやむを得ない事情がある場合に限り、学校園で受け入れします。

《受け入れについて（土日等を除く）》

- ・小学校1～6年生 8時30分～13時

登校する場合は、必ず8時以降に学校へ電話連絡をし、安全確保のため、保護者の責任により登下校させていただくとともに、自主学習できるものを持参させてください。なお、お昼ご飯を持参できない児童には、緊急対応給食を提供します。

- ・幼稚園 8時30分～18時（アフタースクールでの対応になります。）

②チビッコホーム（学童保育）について

上記①の小学生の下校時間後、登録のある児童は利用できます。

2. 6月1日（月）から6月12日（金）について

すべての学年で20人程度の分散登校により授業を行います。ただし、学校行事及び部活動は実施しません。

①チビッコホーム（学童保育）について

登録のある児童は、登校日でない日は8時30分から利用できます。また、登校日の下校時間以降についても利用できます。

②児童の居場所が確保できない場合について

チビッコホームの登録がない児童で、登校日でない日に、もしくは下校時間後に真にやむを得ない事情がある場合には、学校に相談してください。

③幼稚園について

小学校に準じて分散で登園日を設定します。

ご家庭の事情等により、登園日以外の日もしくは降園後にアフタースクール（預かり保育）を利用できます。

3. 6月15日以降について

通常授業を実施します。また、学校行事や部活動を実施することとしました。

その際、感染症対策の徹底は継続して行います。

4. その他

①登校に際して

毎朝自宅で検温し、風邪症状があれば、軽くても自宅で休養し、登校させないようにしてください。

②各家庭への連絡について

登校日の情報や教育活動再開の連絡については、各学校園のホームページへ掲載するとともに、メール配信でお知らせさせていただきますので、メール配信登録をお願いします。

なお、個人情報については、目的外に使用せず、管理につきましては万全を期します。

③児童生徒・園児の健康管理について

感染予防のため、引き続き、手洗い、咳エチケットを行ってください。

なお、登校の際には、自宅を出る時点から帰宅するまでマスクを着用させるとともに毎朝自宅で検温し、体温を記録するようにしてください。登校後、児童生徒の体調が悪くなった場合には、お迎えの連絡をいたしますのでよろしくお願いします。

なお、児童生徒、園児ならびに保護者に下記の症状がみられる場合は、新型コロナ受診相談センター（帰国者・接触者相談センター）（TEL 06-7166-9911）へ連絡するとともに、学校園へも連絡していただきますようお願いいたします。また、このような症状に該当する保護者がいる場合には、児童生徒を登校等させずに自宅待機させていただくようお願いいたします。

【新型コロナ受診相談センターへの相談目安】

《すぐに相談》

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかある場合
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合
（※）高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、
透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③妊婦の方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪症状がある場合

《症状が4日以上続くときは必ず相談》

上記①②③以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪症状が4日以上続く場合

*強い症状や解熱剤を飲み続けている方はすぐに相談